

同一人に属する他の地上基幹放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行う地上基幹放送局の再免許及び免許の申請の受付に関する公示

電波法（昭和25年法律第131号）第6条第7項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成30年4月20日

総務大臣 野田 聖子

1 受付期間等

- (1) 別表に掲げる放送対象地域等において、地上基幹放送局の免許の日が平成29年11月1日（水）から平成30年9月28日（金）までであって再免許の申請（当該免許と同一の送信場所、周波数及び空中線電力（以下「送信場所等」という。）に係る申請に限る。）を行う場合

【受付期間】

平成30年5月1日（火）午前8時30分から同年9月28日（金）午後5時15分まで（郵送の場合は期間内必着）

- (2) 別表に掲げる放送対象地域等において、地上基幹放送局の免許の日が(1)以外であって再免許の申請（当該免許と同一の送信場所等に係る申請に限る。）を行う場合

【受付期間】

平成30年5月1日（火）午前8時30分から同年10月31日（水）午後5時15分まで（郵送の場合は期間内必着）

- (3) 別表に掲げる放送対象地域等において、地上基幹放送局の免許の申請（(1)又は(2)に該当する免許と同一の送信場所等に係る申請に限る。）を行う場合

【受付期間】

それぞれ当該(1)又は(2)に掲げる受付期間（免許の日以降に限る。）

2 基幹放送の区分

超短波放送（コミュニティ放送を除く。）

3 申請書の提出場所及び問合せ先

- (1) 送信場所が北海道の場合

北海道総合通信局 〒060-8795 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎
情報通信部放送課 電話番号011-709-2311（内線4665）

- (2) 送信場所が福島県の場合

東北総合通信局 〒980-8795 仙台市青葉区本町3丁目2-23 仙台第2合同庁舎
放送部放送課 電話番号022-221-0671

- (3) 送信場所が長野県の場合

信越総合通信局 〒380-8795 長野市旭町1108 長野第1合同庁舎
情報通信部放送課 電話番号026-234-9939

- (4) 送信場所が石川県又は福井県の場合

北陸総合通信局 〒920-8795 金沢市広坂2丁目2-60 金沢広坂合同庁舎
情報通信部放送課 電話番号076-233-4494

- (5) 送信場所が静岡県の場合
東海総合通信局 〒461-8795 名古屋市東区白壁1丁目15-1 名古屋合同庁舎第3号館
放送部放送課 電話番号052-971-9148
- (6) 送信場所が兵庫県又は和歌山県の場合
近畿総合通信局 〒540-8795 大阪市中央区大手前1丁目5-44 大阪合同庁舎第1号館
放送部放送課 電話番号06-6942-8568
- (7) 送信場所が島根県、広島県又は山口県の場合
中国総合通信局 〒730-8795 広島市中区東白島町19-36
放送部放送課 電話番号082-222-3385
- (8) 送信場所が愛媛県の場合
四国総合通信局 〒790-8795 松山市宮田町8-5
情報通信部放送課 電話番号089-936-5037

別表

放送対象地域	送信場所	周波数(MHz)	空中線電力(W)
北海道	広尾町	90.1	100
福島県	いわき市	90.2	100
	南相馬市	90.2	100
	会津若松市	90.8	250
長野県	野沢温泉村	91.2	30
	長野市(上松)	91.2	100
	長野市(大岡)	91.2	100
	塩尻市	94.2	100
	飯田市	94.2	100
石川県	七尾市	88.6	100
福井県	小浜市	93.6	100
静岡県	浜松市	94.7	250
	熱海市	90.1	100
兵庫県	姫路市	91.1	100
和歌山県	白浜町	91.3	100
島根県	松江市(枕木)	87.1	500
広島県	三次市	94.6	100
山口県	宇部市	92.3	100
愛媛県	宇和島市	93.6	100